

目次（全体）

第Ⅰ部 審査総論

第1章 審査の基本方針と審査の流れ

第2章 意匠審査の手順

関連規定

第Ⅱ部 意匠の認定・意匠ごとの出願

第1章 意匠登録出願に係る意匠の認定

第2章 意匠ごとの出願

関連規定

第Ⅲ部 意匠登録の要件

第1章 工業上利用することができる意匠

第2章 新規性・創作非容易性

第1節 新規性

第2節 創作非容易性

第3節 新規性・創作非容易性の審査の留意事項

第3章 新規性喪失の例外

第4章 先願意匠の一部と同一又は類似の後願意匠の保護除外

第5章 先願

第6章 意匠登録を受けることができない意匠

関連規定

第Ⅳ部 個別の意匠登録出願

第1章 画像を含む意匠

第2章 建築物の意匠

第3章 組物の意匠

第4章 内装の意匠
関連規定

第V部 関連意匠
関連規定

第VI部 補正
第1章 補正
第2章 補正の却下
関連規定

第VII部 パリ条約による優先権
関連規定

第VIII部 特殊な出願
第1章 意匠登録出願の分割
第2章 出願の変更
第3章 特許協力条約に基づく国際出願に係る出願の変更の特例
第4章 補正後の意匠についての新出願
関連規定

第IX部 国際意匠登録出願
第1章 意匠登録出願とみなされる国際出願
第2章 国際意匠登録出願に係る意匠の認定
第3章 国際意匠登録出願における意匠ごとの出願
第4章 国際意匠登録出願における意匠登録の要件
第5章 国際意匠登録出願における新規性の喪失の例外
第6章 国際意匠登録出願における組物の意匠
第7章 国際意匠登録出願における補正

第8章 国際意匠登録出願におけるパリ条約による優先権
関連規定

第X部 その他

第1章 特徴記載書
関連規定

別添 組物の意匠の構成物品等の例

本意匠審査基準を参照するにあたっての留意事項

本意匠審査基準においては、「画像を含む意匠」、「建築物の意匠」、「組物の意匠」及び「内装の意匠」といった、個別の意匠登録出願について、特に留意すべき事項については、第Ⅳ部「個別の意匠登録出願」の各章において記載した。

上記以外の一般的な事項については、その他の部に記載しており、審査官は、出願された意匠の内容に則して、該当する箇所をそれぞれ参照しつつ審査を進められたい。

凡 例

全体において使用される省略記載等

省略記載等	意 味
願書に添付した図面等	願書に添付した図面、写真、ひな形若しくは見本
形状等	形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合 ※「画像」の場合について、改正意匠法第2条の「画像」は、物品の場合における用途及び機能に該当する要素と形状等の要素が一体となったものであるが、本意匠審査基準において、「画像」の視覚的要素のみについて言及する場合は、物品又は建築物の場合と同様に「形状等」と記載する。
意匠の構成要素	意匠に係る物品等の形状、模様又は色彩
公知意匠	意匠法第3条第1項第1号又は第2号の意匠
公開意匠	公知意匠に該当するに至った意匠
電子的意匠情報	インターネットを通じて得られる意匠情報
当業者	その意匠の属する分野における通常の知識を有する者
意匠に係る物品等	意匠に係る物品又は意匠に係る建築物若しくは画像
先願に係る意匠として開示された意匠	先願の意匠登録出願人によって、願書の「意匠に係る物品」の欄に記載された意匠に係る物品等の形状等として開示された意匠
一組の図面	立体的なものの場合は、意匠登録を受けようとする意匠を表す正面図、背面図、左側面図、右側面図、平面図及び底面図、又はそれらと置き換え可能な図。平面的なものの場合は、表面図及び裏面図
その他必要な図	一組の図面だけでは意匠登録出願に係る意匠を十分表現できないときに加える、展開図、断面図、切断部端面図、拡大図、斜視図その他必要な図
別表	意匠法施行規則別表

画像を含む意匠関係

画像意匠	令和元年意匠法改正で追加された、物品から離れた画像自体の意匠
物品等の部分に画像を含む意匠	物品又は建築物の一部に画像を含む意匠を総称したもの
画像を含む意匠	「画像意匠」及び「物品等の部分に画像を含む意匠」を総称したもの
操作画像	機器の操作の用に供される画像。対象の機器が機能に従って働く状態にするための指示を与える画像
表示画像	機器がその機能を発揮した結果として表示される画像。何らかの機器の機能と関わりのある表示を含む画像
物品の機能を発揮するための操作画像	画像を表示する物品の機能を発揮できる状態にするための操作の用に供されるもの

物品の機能にとって必要な表示画像	画像を表示する物品の機能を果たすために必要な表示を行うもの
建築物の機能を発揮するための操作画像	画像を表示する建築物の機能を発揮できる状態にするための操作の用に供されるもの
建築物の機能にとって必要な表示画像	画像を表示する建築物の機能を果たすために必要な表示を行うもの
物品等の機能を発揮するための操作の画像	物品の機能を発揮するための操作画像及び建築物の機能を発揮するための操作画像を総称したもの。
物品等の機能を果たすために必要な表示を行う画像	物品の機能にとって必要な表示画像及び建築物の機能にとって必要な表示画像を総称したもの。

建築物の意匠関係

建築物	土地の定着物であり、かつ、人工構造物であるもの。意匠登録の対象とするものは、建築基準法の定義等における建築物の用語の意よりも広く、建設される物体を指し、土木構造物を含む。 ※ こうした意匠審査基準における定義は、意匠の創作の対象となるものは広く意匠法で保護されるべきとの意匠法の法目的に基づくものである。
-----	---

内装の意匠関係

内装	店舗、事務所その他の施設の内部の設備及び装飾
----	------------------------

組物の意匠関係

構成物品等	組物を構成する物品、建築物及び画像の意匠
-------	----------------------

関連意匠関係

本意匠	自己の意匠登録出願に係る意匠のうちから選択した一の意匠
基礎意匠	最初に本意匠として選択した一の意匠
基礎意匠に係る関連意匠	基礎意匠の関連意匠及び当該関連意匠に連鎖する段階的な関連意匠

国際意匠登録出願関係

ジュネーブ改正協定	意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定
指定締約国	ハーグ協定のジュネーブ改正協定第1条(xix)に規定する指定締約国
国際出願	ジュネーブ改正協定第1条(vii)に規定する国際出願
国際公表	ジュネーブ改正協定第10条(3)(a)の規定による公表
国際登録の日	ジュネーブ改正協定第10条(2)に規定する国際登録の日

国際登録	ジュネーブ改正協定第 1 条(vi)に規定する国際登録
国際意匠登録出願	意匠法第 60 条の 6 第 1 項及び同条第 2 項の規定により意匠登録出願とみなされた国際出願
国際登録簿	ジュネーブ改正協定第 1 条(viii)に規定する国際登録簿
国際意匠登録出願に係る願書の記載	国際意匠登録出願において、意匠法第 6 条第 1 項等の規定により提出した願書に記載されたと認められるもの
国際意匠登録出願に係る図面の記載	国際意匠登録出願において、意匠法第 6 条第 1 項の規定により提出した図面に記載されたと認められるもの
国際意匠分類	千九百七十九年九月二十八日に修正された千九百六十八年十月八日にロカルノで署名された意匠の国際分類を定めるロカルノ協定が定める意匠の国際分類